

深夜外出等の制限について

次世代サポート課

既に多くの都道府県が行っている規制であり実績があることから、同様の規制を行うのであれば、法律実務的な面からの大きな課題はない。また、大人による子ども（青少年）の深夜の連れ出し、同伴、とどめおき等が、子どもの性被害に結び付く場合があることは想像される場所であり、深夜外出等の制限が子どもの性被害防止に一定の効果が見込まれるところである。条例化に当たっては、規制の必要性や規制の効果を見極める上でも、規制対象の行為と「子どもの性被害」との関係性について、さらに整理していく必要がある。

多くの都道府県が行っている規制に基づく規定例は、以下のとおり。

1 保護者の責任の明確化（連れ出し等の規制の前提として必要な規定）について

保護者の責任を明確化するとともに、深夜外出させない努力義務を課すことで、保護者にその責任の自覚を促すものである。

規 定 例	罰 則
保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。 (規定を置く都道府県数：44)	な し

2 連れ出し、同伴等の規制について

規制の対象行為について、他県では「連れ出し」、「同伴し」、「とどめ」てはならないとの規定されている場合が多い。

その中で、「とどめ」の運用解釈として、多くは「青少年が帰宅の意思を表しているにもかかわらず、それを翻意させ、又は制止すること」とされているが、さらに、とどまっていることを「黙認」している場合の解釈については、同じような規定ぶりであっても、とどめる行為に含まれると解する県と含まれないと解する県があり、また、同伴行為として解する県もあり解釈がわかれている。

そのため、構成要件をわかりやすくし、解釈をより明確にする観点から、「とどめ」の概念の明確化を図り規制対象行為をどのように規定するか検討が必要である。

規 定 例	罰 則
何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。 (同：45)	30万円以下の罰金

3 深夜営業者の帰宅を促す義務について

深夜外出の制限等の実現のためには、地域社会全体で、深夜外出をしている青少年に帰宅を促すとともに、犯罪に巻き込まれないため等の注意喚起を促すといった取り組みが必要であることから、努力義務規定を設け、深夜営業を営む事業者等に協力を求める規定である。対象は、コンビニエンスストア、ファミリーレストランなど深夜時間帯に営業する施設すべての事業者等である。

規制条項のない都道府県も半数あることから、規定を設ける必要性について検討が必要である。

規 定 例	罰 則
深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人、その他の従業者は、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。 (同：22。別紙参照)	な し

4 深夜営業施設への立入制限について

立入制限施設については、カラオケボックス、インターネットカフェ等を対象としている都道府県は多いが、どのような施設を規制の対象とするか、本県の実情を踏まえた検討が必要である。

規 定 (案)	罰 則
次に掲げる施設の営業を行う者は、深夜において、当該営業の場所に青少年を立ち入らせてはならない。 (1) ○○○○○ (2) ○○○○○ (同：46。別紙参照)	あ り

○ 立入制限の対象施設

※太枠: 自主規制団体により青少年の深夜立入への配慮あり

	カラオケボックス	インターネットカフェ・まんが喫茶	ボウリング場	ビリヤード場	ゲームセンター	その他	
						ダーツ場	映画館
北海道	○	○					
青森県	○						
岩手県	○	○					
宮城県	○	○	○	○	○	○	
秋田県	無						
山形県	○	○			○		
福島県	○	○			○(風営法非該当)		
茨城県	○	○					○
栃木県	○	○	○	○			
群馬県	○	○	○	○	○		
埼玉県	○	○					
千葉県	○	○					個室ビデオ店
東京都	○	○	○				「興行場」(映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆を見せ、又は聞かせる施設<興行場法第1条>)
神奈川県	○	○					
新潟県	○						
富山県	○	○					
石川県	○	○	○	○	○		
福井県	○	○					
山梨県	○	○					○
岐阜県	○	○		○	○		
静岡県	○	○	○				
愛知県	○	○					
三重県	○	○					
滋賀県	○	○					
京都府	○	○		○	○		興行(映画、演劇、演芸、見せ物等)
大阪府	○	○	○		○		
兵庫県	○	○					
奈良県	○	○	○	○	○		設備を設けその設備により遊技をさせることを業としているものと解釈できる施設
和歌山県	○	○	○	○	○		
鳥取県	○	○					
島根県	○	○					映画館、演劇、演芸、見せ物、及びこれに類するもの
岡山県	○	○	○	○			水泳場、スケート場、卓球場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、アーチェリー
広島県	○	○					
山口県	○	○					深夜営業における営業用個室を備える営業所
徳島県	○	○					
香川県	○	○	○	○	○		
愛媛県	○	○	○	○	○		興行場及びマンガ喫茶、インターネットカフェ、遊技場、スポーツ場を想定
高知県	○	○					
福岡県	○	○		○			ゲームコーナー(風適法第2条第1項第8号に規定されるゲームセンターに該当しないもの)
佐賀県	○	○	○	○	○		
長崎県	○	○	○	○	○		
熊本県	○	○	○	○	○		
大分県	○	○		○	○		
宮崎県	○	○					興行場(映画、観劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物)
鹿児島県	○	○			○		○
沖縄県	○	○	○	○	○		
計	45	43	16	17	17		